

草津学区ひと・まちいきいき協議会会則

(名称)

第1条 本会は、草津学区ひと・まちいきいき協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民が主体となって、希望にあふれる住みよいまちづくりのための構想および計画を策定し、人々がいきいきと快適な日常生活を営み、まちがいきいきと輝くための諸事業を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業に取り組む。

- (1) 草津学区のまちづくり構想および計画についての調査・研究に関すること
- (2) 草津学区のまちづくり構想および計画に基づく事業の企画・立案・実施に関すること
- (3) 草津学区まちづくり構想を推進するために必要な行政機関および関係団体等との協議・調整・協働に関すること
- (4) 地域住民への普及・啓発に関すること
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 草津学区内の居住者
- (2) 草津学区内の事業者、団体等
- (3) 草津学区内の教育機関、行政機関等
- (4) その他協議会が必要と認めたもの

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、協議会の会計および会務全般を監査する。
- (6) 顧問は、協議会に対し助言を行い、必要に応じて意見を述べることができる。

(役員を選任および任期)

第7条 役員は、評議員会において、第4条(2)(3)に規定する会員の代表者または第4条(2)(3)に規定する会員から推薦を受けた者の中から選任する。

- 2 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の代表者または推薦者に変更があった場合は、変更を受けた者が、その職責を承継する。ただし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会に次の会議を設ける。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 委員会

(評議員会)

第9条 評議員会は、代議員制とし、評議員で構成する。

- 2 評議員会は、協議会の最高議決機関として、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業の計画および報告ならびに運営に関すること。
 - (2) 予算および決算に関すること。
 - (3) 会則の制定および改正に関すること。
 - (4) 役員を選出に関すること。
 - (5) その他評議員会に付すべき事項
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）がなければ開くことができない。
- 5 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。
- 6 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意を得てこれを決する。

(評議員の職務等)

第10条 評議員は、評議員会における審議のほか、協議会の運営および活動に関して、適宜意見、要望または提案をすることができる。

2 評議員は、第4条(2)(3)に規定する会員の代表者または第4条(2)(3)に規定する会員から推薦を受けた者および第4条(1)に規定する会員で公募に応じた者の中から会長が委嘱する。

3 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の代表者または推薦者に変更があった場合、会長はその者に委嘱換えをする。委嘱換えを受けた者は、その職責を承継する。ただし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第11条 理事会は、役員および事務局長で構成する。

2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 評議員会に付議する事項に関すること。
- (2) 事業の執行に関すること。

3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

4 会長が必要と認めたときは、役員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

5 理事会の議長は、会長が努める。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会計および事務局長により構成し、協議会の運営に関する基本事項を協議する。

2 役員会は、会長が必要と認めた時に開催する。

3 会長が必要と認めたときは、上記1項の構成メンバー以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(委員会)

第13条 協議会は、事業の円滑な実施を図るため、理事会の承認を経て、専門的な事項の企画・立案、調査研究および事業実施をする委員会を設置する。

委員会は、次に掲げる委員で構成する。ただし、副委員長の数については、委員長数の判断により、1名の増とすることができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 委員 若干名

2 委員会は、次に掲げる事項を審議執行する。

(1) 委員会の事業の計画および報告ならびに運営に関すること。

(2) 委員会の事業の企画および執行に関すること。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員の職務等)

第14条 委員の職務は次に掲げるとおりとする。

(1) 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 書記は、委員会の庶務、会議録の作成等に従事する。

(4) 委員は、委員会の事業を企画・立案し、実施にあたる。

2 委員は、第4条(2)(3)に規定する会員から推薦を受けた者および第4条(1)に規定する会員で公募に応じた者の中から会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の代表者または推薦者に変更があった場合、会長はその者に委嘱換えをする。委嘱換えを受けた者は、その職責を承継する。ただし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第15条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員長の推薦により、会長が委嘱する。

(事務局)

第16条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局職員 若干名

3 事務局長は、会長が委嘱する。

(事務局職員)

第17条 事務局職員は、有期雇用職員をもって充てる。

2 事務局職員の勤務時間および給与等労働条件は、別に定める。

(経費)

第18条 協議会の経費は、交付金、補助金、委託金、寄附金、賛助会費等の収入をもってこれに当てる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第20条 第9条第2項に規定する評議員会の審議事項について、評議員会を招集する暇がない場合は、理事会の審議によって決定することができる。

2 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会で定める。

附 則

1 この会則は、平成22年11月3日から施行する。

2 平成22年度に選任または委嘱された役員、評議員、委員および事務局長（以下「役員等」という。）の任期については、本則の規定にかかわらず、当該選任または委嘱の日から平成23年度に次の役員等が選任されるまでの間とする。

3 当面の間、事務局は草津市民センター内に置き、事務局職員は草津市草津市民センターの職員が兼ねる。

附 則

1 この会則は、平成23年5月22日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

1 協議会の事務局は、草津まちづくりセンター（草津市草津一丁目4-33）内に置く。

2 この会則は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

1 本則の規定により選任された役員、評議員および委員（以下「役員等」という。）が任期満了となっても、次の役員等が選任されるまでの間もその職務を行う。

2 この会則は、平成30年5月19日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和5年5月20日から施行する。